

議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第4回）要点記録

1 日時

令和4年6月27日（月）12時56分から15時10分まで

2 場所

議会会議室

3 出席者

- ・司 会 上田議会事務局長
- ・議 会 側 宮下議員（議会側代表）、竹尾議員、汐田議員、東影議員、森議員、牧野議員
- ・理事者側 坂田総務局長、有末職員倫理課長、網井法制課長、坪山法務専門員

4 協議内容

【要望者の区分について】

- 司 会 5月16日に開催された第3回議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（以下「協議会」という。）において、要望等の相手方の区分を自治会長等、他団体の役職で区分すると「非公開」となる情報が、「議員」に区分することにより「公開扱い」になるとのことで、他にも同様の取扱いがあるのか理事者側が確認することとなっていた。理事者側より説明されたい。
- 職 員 （議員が自治会長などの肩書で行った要望についての取扱いについて説明）
- 司 会 「市議による実質的な影響力が見られる要望記録」については、肩書に関係なく全てを姫路市要望等庁内審議会（以下「庁内審議会」という。）の審査対象とし、その例として「市議が同席した要望」を挙げていたが、議員が自治会長として同席した場合も庁内審議会の審議対象となるということによいか。
- 職 員 そのとおりである。議員が発言せず自治会長等の横にいるだけの場合を議員の要望と同じ取扱いとしても、第三者への影響がないので可能だと判断している。
- 議 員 前回の協議では自治会長としての立場で要望等を行っても、全て議員として区分するとの意見が多かったと思うが、意見をいただきたい。
- 議 員 基本的には議員の要望と同様の扱いとするということによい。あくまで意見だが、全件録音は議員と職員お互いを守るために必要だ。
- 職 員 全件録音は協議中であるので、実施する場合の想定である。現在は、必要に応じて録音するルールであり、議員が同席すれば録音ということも可能である。
- 議 員 議員が代表の時だけ録音されたり、要望に事前予約が必要との取扱いに、議員以外の当該団体の関係者から不満が出ないかなど、第三者への影響が気になっている。
- 議 員 録音の必要性の判断を職員個人に委ねると負担が重くなるので、全件録音がよい。
- 議 員 議員がほかの肩書（自治会長等）で行った要望についても、議員として区分するということによいか。
- 職 員 市内部で完結する事務について、庁内審議会において議員と同様の取扱いとすることにデメリットはない。ただし、情報公開請求された時に、ほかの肩書（自治会長等）での記録を議員としての記録に置き換えることは条例上できない。

議員 議員が自治会長として同席した場合に取扱いに差が出るのであればおかしいと思うが、それ以外はこれでよい。

議員 おおむね、これでよい。

議員 全ての議員に対して同じ取扱いをしてもらいたい。

議員 市の内部事務では庁内審議会において議員の立場を優先するということがよいか。

職員 はい。

議員 地域の要望について情報公開請求されて不都合なことはあるのか。

職員 自治会長が不当要求したことは個人情報になる。議員が自治会長として要望していれば個人の情報として非公開になる。

議員 そもそも議員が市から補助金を受けている自治会などの団体の長になる必要がないということだと思う。

職員 自治会長としてであっても議員が不当要求を行えば姫路市議会議員政治倫理条例（以下「議員倫理条例」という。）の問題になると思う。情報の公開のところは議員と自治会長等で差が出るということを説明した。

議員 議員が他団体の役員（自治会長等）として要望した場合は、議員として区分するということがほしい。

司会 確認するが、議員が他団体の代表として要望を行った場合も議員として区分することとする。職員への周知等の手続終了後に実施するということがよいか。

議員 それでよい。

司会 理事者側には、手続が完了すれば、実施時期を報告してもらいたい。

【議員による不当要求行為の未然防止対策について】

議員 5月16日に開催された第3回協議会では、警告を発出する場面に対する認識が、理事者側と議員側で違ったように思う。議員側は、これ以上行くと不当要求行為になるという場面ですぐに警告を行うと認識していたが、理事者側は、一旦持ち帰って、庁内審議会で協議した後に、警告を行うというものであった。

こうした状況を踏まえ、警告の在り方について、意見をいただきたい。

議員 その場で職員が判断したほうがよいが、判断基準が異なるので審議会で判断したほうがよい。ただし、時間がかかってしまう。

議員 その場では言えないのか。

職員 事前に止めることを検討する事案は、不当要求行為かどうか判断が微妙なことが多いと想定されるが、微妙な事案こそ職員個人が判断することは難しい。理解いただきたいのは、イエローカードを渡さず、庁内審議会でいきなり不当要求行為と判断することである。イエローカード制度をつくらなくても、これ以上要望等を行うと不当要求になるといった事実上の注意喚起を行うことはその場でも可能である。その場で確実にイエローカードを渡し、レッドカードを出し、議長に報告するといった段階を踏んでいく制度をつくることは不可能だと考えている。

職員 市民からの不当要求行為もあるので、議員に対してだけでなく全体として考えなくてはならず、イエローカード制度の整備は難しいと考えている。

議員 不当要求行為の未然防止ということで議論してきたが、2人以外の議員は不当要求をしていない。2人のために制度をつくって全議員が要望できなくなるのでは協議会の意味がない。職員が意図的に要望できなくすることが可能になってしまう。市側が先行して内部でマニフェストをつくっていることを不審に思う。

職員 先行とは具体的には何を指すのか。

議員 マニフェストである。協議会とは違うところで議論されている。

職員 その資料は、庁内審議会の流れをフロー図として図面に落としただけのものである。

議員 その資料を出してきて、本協議会で議論したほうがよいのではないか。

職員 協議会で決定されたことを、職員に分かりやすく説明するための資料を作成しているだけである。

議員 全件録音しているのか。

職員 協議中であるのでしていない。

議員 不当要求のおそれがあるものは庁内審議会にかかっているのか。

職員 かかっている。

議員 基準はどうなっているのか。

職員 チェックシートは作成中であり、職員倫理課の担当者がチェックしている。議案にしないものも庁内審議会に報告している。

職員 基準については、条例のマニュアルに大まかな記載がある。これまでに報告され積み上げてきたものをチェックシートに落とし込む作業をしている。出来上がったものは協議会委員に見ていただきたいと考えている。

議員 議員と職員の考えがすれ違わないように、資料を示してもらって、協議会の場で議論をしていきたい。

議員 地域の要望を伝えることは議員活動としてあるべきものと思うが、工事等の施工の順番を無理に繰り上げ優遇を求めることは不当要求行為になる。一方で、議員が正当な要望をしても、市側と意見の相違がかみ合わないことがある。一生懸命繰り返し要望すれば不当要求行為と言われるかもしれない。そのあたりの整理が必要だ。

職員 緊急性等に応じて優先順位を変更することもあるかと思うが、その理由を説明するのが、行政の説明責任だと思う。

議員 正当な理由があれば表に出せばよい。

職員 市の方針と違う地域の意見を伝えることも議員活動の一つだと思う。議員から優先順位を変更すべき理由を言われれば、こちらも説明することができる。こちらが説明責任を果たしているのに過度の要望があれば、不当要求行為になる。

議員 庁内審議会での判断はどれくらいの時間が必要か。

職員 これ以上になると不当要求になるという警告は庁内審議会にかけることはできるが、議員の考えるイエローカードとは異なる。期間については一概に言えないが、1か月はかかる。

議員 その間に進んでしまうのでは。

職員 その事案についてはそうだが、今後の教訓にはなる。

議員 2週間程度でできないのか。

職員 第三者との関係の検討など、条件によっては時間がかかる。

議員 職員個人に判断を求めることが難しいということは分かるが、注意喚起はできるはずである。どの議員に対しても同じ対応をしてもらいたい。

職員 資料をまとめてもらったが、前回の会議から時間があつたが、職員から聞き取り等は行ったのか。

職員 複数対応によりきちんと対応をしていきたいが、大声を出されるなどすると職員も萎縮してしまうので、そこは相互に協力していきたい。

議員 時間がかかっているという点については、報告が来た際に聞き取りを行い、実施方針に反映させている。

議員 庁内審議会での判断は仕方ないと思うが、不当要求を行った2人ともその認識がなかった。議論が平行線となったときに感情的になってしまうこともあるかもしれないが、議員と職員との信頼関係上、その場で注意喚起を行ってもらいたい。

職員 イエローカードといった制度をつくるのではなく、可能な範囲で事実上の注意を行うことを心掛けていきたいと思う。

議員 注意喚起をその場で行ってもらいたいので、課長級や部長級などに対応してもらいたい。

議員 注意喚起の判断は、2～3日で可能か。

職員 要望等が長時間にわたっており不当要求行為になる可能性があるなどの注意喚起をその場で行ったり、言いにくければ職員倫理課に相談の上2～3日後に事実上の警告をすることは可能であると思う。イエローカードなどの制度にすると、慎重になって時間がかかるおそれがある。

議員 注意喚起により本人も不当要求行為に該当するのではと気が付くので、やってもらいたい。

司会 確認だが、複数人対応はすでに実施しているのか。

職員 すでに実施済みである。

司会 一人で控室に行っている職員がいる。議会事務局職員も複数対応が必要か。要望かどうかは行ってみないと分からないのではないのか。

職員 報告書に一人で対応していた場合は、議員から要件等の事情を聞いた上で複数対応をお願いしている。案件によっては議会事務局職員も複数対応となる。

司会 会派担当は一人しかいないので、難しい。

職員 議会事務局と調整したい。

議員 幹部職員は情報収集など議員とコミュニケーションを取る必要もあると思う。複数人対応を徹底しなければならないのか。マイナス部分もあるので、整理してもらいたい。

職員 議会事務局は通常と違うところもあるかもしれない。局長が話をするために一人で行くことは構わないが、要望対応には複数対応など準備が必要であるので、協議中であるが面談のアポイントメントをしてもらいたい。内容に関係なく複数対応を徹底せよとまで言うつもりはない。

議員 特別職は例外になっているが、熊本市は市長も対象となっている。そこはどう考えているのか。

職員 副市長も対象にすることは専門委員からも意見があり、今後の協議事項の対象となる。姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（以下「職員倫理条例」という。）をつくった

ときは、市長や副市長は姫路市長等政治倫理条例で対応しているという考え方であった。

司 会 議員本人が知らないうちに要望記録が作成されるが、今もその状態なのか。

職 員 要望記録について、こちらから確認していない。

司 会 議員に確認を求めないことに問題はないのか。

職 員 職員に確認し、庁内審議会という合議体において慎重に判断することになる。

司 会 複数職員で対応しても、上司と部下の認識が異なれば部下が上司の判断に異議を言えるのか。

職 員 そのためにも全件録音としたい。適正さを求めて録画するなどやりすぎると議員と職員との良好な関係の維持が難しくなる。いただいた課題は研修などを通じて防止していきたい。

職 員 要望記録のみで判断しているわけではなく、聞き取りなど調査も行った上で判断している。また、決裁後であれば議員本人であれば記録内容の確認を求めることができる。

議 員 要望が多い議員もあり、本人が確認することは難しいのではないかと。組織ぐるみで偽造することもありうるので、客観的な裏付けとなる録音が必要なのではないかと。

議 員 イエローカードなどの制度では庁内審議会での審議が必要だ。その一歩手前の注意喚起はすぐに行うことから、注意喚起から入るということでよいか。

議 員 それでよい。

議 員 まず注意喚起をしてもらい、それでも続けば庁内審議会にかけられ、警告を行うという流れとしたい。

職 員 イエローカードといった制度ではなく、極力その場で議員に注意するよう努める。庁内審議会でも審議した結果、やはり注意が必要となれば後日になったとしても注意を実施するよう取り組みたい。

司 会 議長や会派代表への不当要求行為認定、警告発出報告はどうか。

議 員 注意喚起の段階では必要ない。警告を発出する場面では議長や会派代表に報告するに当たり、個人情報の問題があるということであった。

議 員 不当要求行為と認定されれば公表できるが、注意喚起の段階では個人情報であるので公表できないことから、議長への報告は難しいと考える。個々の議員の問題ではないのか。

職 員 本人に注意をすべきと考えているが、議長への報告義務となれば個人情報保護条例の目的外利用の例外措置を取るようになる。あくまで要望の段階なので例外措置をしてまですべきとは思っていない。

議 員 そこをやってもらわないと意味がない。個人情報保護条例について適用例を確認してもらって可能であれば議長や会派代表に報告してもらいたい。

職 員 不当要求行為があった際の公表であれば、職員倫理条例第12条第5項に規定してある。

議 員 警告する際に議長に報告するとなれば条例改正が必要なのか。

職 員 本人の同意があれば、おそれの段階でも議長に報告することができる。

議 員 全議員から同意を取っておくのか。

職 員 その都度本人の同意を取るか、全議員の同意をあらかじめ取るか、あるいは議員倫理条例を改正して疑いのある行為が確認されたら本人に注意するとともに議長に報告するものとする、と義務付けが規定されればできるが、そこまでの必要があるのか。不当要求行為があれば議

- 員倫理条例における対応のため個人情報保護条例の例外規定を使って目的外利用をする一定の理由があるだろうが、注意喚起の段階ではその必要はないのではないかと。
- 議員 全議員の同意は無理でも希望する議員のみ同意を取ることが可能ではないのか。
- 職員 本人から議長に報告してもらうことが一番良い。不当要求行為があった場合には警告書を発出するが、警告を受けた議員は議長に報告しなければならないとしてもらえれば、例外規定を使用する必要はない。要望記録等の資料が必要であれば、個人情報保護条例に基づいて開示請求してもらい、弁明等の資料としてもらえばよい。
- 議員 不当要求行為のおそれであったので、そう認定されたことを誰も知らない状況があった。不当要求行為のおそれが廃止され、不当要求行為になる前に注意喚起等がなされるのであれば、通知は必要ないのではないかと。
- 職員 その段階では不当要求行為ではないので、議長に通知する必要はない。
- 議員 個人情報保護条例の例外をつくってまで、議長に報告する必要はない。議員が議員倫理条例に基づき自覚すればよい。
- 議員 議長及び会派代表に通知しないということによいか。
- 議員 それでよい。
- 司会 職員は注意喚起を行うよう努める。庁内審議会で警告を行うとなれば当該議員本人に行う。議長及び会派代表には、この段階では通知しない。以上のことを決定したことを確認する。
- 職員 警告を行う際は、誰が行うのか
- 職員 当該局と総務局の職員が行う。
- 司会 警告を行う際には担当局と総務局が行うことと決定したことを確認する。
- 職員 個人情報保護との関係についての検討は続けるのか。
- 職員 事前警告の段階では本人にのみ通知することが了承されたので、行わない。

【職員倫理条例に基づく適切な職員の対応について】

- 議員 5月16日に開催された第3回協議会において「要望等の全件記録をする上で、より正確に記載するためには録音が必要とのことから、その録音環境を準備する上で、事前に面会時間、面会場所等を調整するため、アポを取っていただきたい。」との理事者側の発言があった。
- 議員 議会側からは、録音を必要とする要望の範囲や、単なる「行政情報の確認」といった場合なども必要なのか、アポを必要とする要望等の範囲についても意見が出た。
- 議員 持ち帰りとなっていたので、各会派の協議結果を報告していただきたい。
- 議員 当日を含めて面談にはアポ取りをしてから要望に行く、全件録音するということがよい。
- 議員 当日を含めたアポ取りであればよい。録音については、不当要求行為の可能性があった場合の注意喚起後に全件録音するのであれば認める。
- 議員 当日を含めたアポ取りであればよい。全件録音するということがよい。
- 議員 現在もしており、アポ取りするということがよい。録音については、注意喚起後に全件録音することによいという意見である。
- 議員 当日を含めたアポ取りであればよい。流れも分かるので冒頭から録音してもらいたい。
- 議員 要望等の面談に際しアポ取りは当然と考えている。録音については、注意喚起後からしても

司 会 　　らいたい。

司 会 　　アポ取りについては、当日を含めるならよいというのが大方の意見である。アポ取りの対象については意見がなかったが、理事者側は、全件でよいか。

職 員 　　録音については、冒頭からと注意喚起後という2つの意見があったが。理事者側の意見はどうか。

職 員 　　アポ取りについては、対応可能であればということによければ当日を含むことで構わない。アポ取りの対象については、要望等記録のためであるので、条例で定める要望等について以前配付した資料にまとめている。録音について、注意喚起後に行う案の難点は、突発的に大声を出された際は記録できない、当初は単なる要望が段階を踏んで不当要求行為に該当するよう移行する場合は、前段が録音できていないということにある。

司 会 　　アポ取りについては、対応可能か調整する前提で当日の日程を含めて行うということで合意できそうである。アポ取りの内容については、「単なる問い合わせ」、「事実関係の確認」についてはアポを必要としないということによいか。

職 員 　　それでよい。

司 会 　　「一般的な意見、提案等」については微妙だが、これら以外はアポイントが必要ということできそうである。録音開始の時期については意見が分かれている。

議 員 　　要望等と単なる相談の区別を誰が判断するのか、あいまいであるので、全件録音してもらいたい。

議 員 　　注意喚起後に録音では経緯が分からない。録音してもらったほうが必要なときに使えるので、冒頭から録音してもらいたい。

議 員 　　注意喚起は個人的判断になるので全件録音してもらったほうがよい。

議 員 　　特定の部屋でなければ録音できないとなると制限になる。全件録音している議会はあるのか。議員活動を阻害するのではないか。

司 会 　　全件録音については、他都市の状況は調査していないため、把握していない。

職 員 　　他都市の状況は把握していない。

職 員 　　特定の部屋でなくとも、アポ取りしてもらえれば機材は対応できる。途中からの録音では突発的な大声などを記録できない。もう一つの課題は、録音の公文書としての扱いである。録音の目的が記録を作成するためであるので、不当要求行為等の問題がない要望の音声は記録作成後に削除する、問題がある要望の音声は保存するなど後々の管理の仕方を踏まえると懸念は解消できると考える。

議 員 　　問題ない要望の音声の取扱いや職員の負担についてはどう考えるか。

職 員 　　録音により正確な記録ができるが、新しい情報を保有することになるので、その管理については検討が必要である。

議 員 　　議会事務局を通じての要望や相談はどうなるのか。

職 員 　　伝言を受けて、やってくるという理解である。議会事務局職員から聞き取りし、内容に応じて判断したい。

議 員 　　内容が要望なら、要望として処理されるということか。

職 員 　　そのとおりである。

- 議 員 録音開始時期については、持ち帰りとしたい。
- 司 会 アポ取りについては、当日を含めて実施するということに決定したことを確認する。要望から不当要求行為に変更された事例もあるので、記録作成後に音声を消すことでよいのかは検討してもらいたい。
- 職 員 電話での要望についてイメージがあれば、次回示してもらいたい。
- 職 員 複数対応を原則とするので、面談が基本となる。電話でなければいけない理由があれば教えてもらいたい。
- 議 員 アポ取りを必要としない例として「一般的な意見、提案等」があったが、要望に変わる可能性もあるので改めて検討したい。
- 議 員 電話での要望について、電話用の録音機の導入は考えていないのか。
- 職 員 全ての電話に録音機能を付けるのはコストがかかる。I Cレコーダーを接続することは対応が難しいと考えている。

【議長への中間報告について】

- 議 員 本日を含めて4回の協議会を開催した。この間に、議長が、宮本議長に交代したので、これまでの協議の経過を正式に議長に報告したいがどうか。
- 議 員 なお議長はこの協議会について、協議が難航しており、何らかの検討が必要でないかとの思いを持っているようだ。これまでの協議会で議員や理事者から出された意見等を踏まえ、今後の議会としての対応の検討材料とするためにも、現状の進捗状況を報告したいと考えている。
- 議 員 異議なし。
- 議 員 「中間報告書」という形で作成し、事務局を通じて配付するので、報告内容の確認をお願いしたい。全員の下承の後、議長へ報告する。